

へい殺畜等手当金等交付規程等の一部を改正する件 新旧対照表

○動物用生物学的製剤基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1567号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>ワクチン（シードロット製剤）の部</p> <p style="text-align: center;"><b>日本脳炎・ゲタウイルス感染症混合不活化ワクチン（シード）</b></p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 試験法</p> <p>3.1 製造用株の試験</p> <p>3.1.1 マスターシードウイルスの試験</p> <p>3.1.1.1～3.1.1.3 （略）</p> <p>3.1.1.4 外来性ウイルス否定試験法</p> <p>3.1.1.4.1 （略）</p> <p>3.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験</p> <p>3.1.1.4.2.1 （略）</p> <p>3.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験</p> <p>豚由来細胞を用いる場合には、豚熱ウイルス、豚サーコウイルス、<u>牛ウイルス性下痢ウイルス</u>、ロタウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、3.2.3、3.2.4、3.2.5、3.2.7及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。</p> <p>サル由来細胞又は馬由来細胞を用いる場合には、<u>牛ウイルス性下痢ウイルス</u>、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、3.2.5及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。</p> <p>3.1.2・3.1.3 （略）</p> <p>3.2 株化細胞の試験</p> <p>3.2.1 マスターセルシードの試験</p> <p>3.2.1.1～3.2.1.4 （略）</p> <p>3.2.1.5 外来性ウイルス否定試験法</p> <p>3.2.1.5.1 （略）</p> <p>3.2.1.5.2 特定ウイルス否定試験</p>	<p>ワクチン（シードロット製剤）の部</p> <p style="text-align: center;"><b>日本脳炎・ゲタウイルス感染症混合不活化ワクチン（シード）</b></p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 試験法</p> <p>3.1 製造用株の試験</p> <p>3.1.1 マスターシードウイルスの試験</p> <p>3.1.1.1～3.1.1.3 （略）</p> <p>3.1.1.4 外来性ウイルス否定試験法</p> <p>3.1.1.4.1 （略）</p> <p>3.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験</p> <p>3.1.1.4.2.1 （略）</p> <p>3.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験</p> <p>豚由来細胞を用いる場合には、豚熱ウイルス、豚サーコウイルス、<u>牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス</u>、ロタウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、3.2.3、3.2.4、3.2.5、3.2.7及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。</p> <p>サル由来細胞又は馬由来細胞を用いる場合には、<u>牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス</u>、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、3.2.5及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。</p> <p>3.1.2・3.1.3 （略）</p> <p>3.2 株化細胞の試験</p> <p>3.2.1 マスターセルシードの試験</p> <p>3.2.1.1～3.2.1.4 （略）</p> <p>3.2.1.5 外来性ウイルス否定試験法</p> <p>3.2.1.5.1 （略）</p> <p>3.2.1.5.2 特定ウイルス否定試験</p>

3.2.1.5.2.1 (略)

3.2.1.5.2.2 個別ウイルス否定試験

豚由来細胞を用いる場合には、豚熱ウイルス、豚サーコウイルス、牛ウイルス性下痢ウイルス、ロタウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.2、3.2.3、3.2.4、3.2.5、3.2.7及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。

サル由来細胞又は馬由来細胞を用いる場合には、牛ウイルス性下痢ウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.2、3.2.5及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。

(略)

3.2.1.5.2.1 (略)

3.2.1.5.2.2 個別ウイルス否定試験

豚由来細胞を用いる場合には、豚熱ウイルス、豚サーコウイルス、牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス、ロタウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.2、3.2.3、3.2.4、3.2.5、3.2.7及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。

サル由来細胞又は馬由来細胞を用いる場合には、牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.2、3.2.5及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。

(略)